

宗像市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成25年4月1日策定

令和7年4月1日改正

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が一部改正され、令和3年10月1日に施行された改正後の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、福岡県が策定した「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（令和4年3月30日改正）に即して、「宗像市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を以下のとおり定めるものである。

第1 基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLT（注1）や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材の利用の推進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等

で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材の利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物等における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物（公共団体以外のものが整備するものも含む。）であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①市が整備するもの

学校（小学校、中学校）、社会福祉施設、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、本市の事務・事業に供される建築物等が含まれる。

②市以外の者が整備するもの

文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）病院・診療所等が含まれる。

(2) 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

①公共建築物の木造・木質化の促進

公共建築物は広く市民の利用に供するもので、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であることから、公共建築物について、率先して木造化（注2）及び内装等の木質化（注3）を促進するものとする。

具体的には、次の（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化の促進を図るものとするとともに、木造化が困難な施設においても、内装等の木質化に努めることとする。

また、CLTや木質耐火部材等の新たな建築用木材の活用に取り組むものとする。

②公共土木工事における木材の利用の推進

公共土木工事においては、周辺環境との調和を考慮した木材の利用を積極的に促進する。

また、土木用資材として、資源の有効活用及び環境に配慮した資材の活用の促進を図るものとする。

③備品等における木製物品の利用の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図るものとする。

④木質バイオマス燃料の利用の促進

公共建築物において使用される暖房器具やボイラーについて、適切な維持管理の必要性や木質バイオマス燃料の安定的な供給確保等を考慮し、木質バイオマスの利

用の促進を図るものとする。

⑤市民等への普及・啓発

木材利用の意義や木材の良さについて、一般消費者にわかりやすく、直接訴えるなど、集中的な普及啓発を図るものとする。また、木材需要の大半は住宅資材として利用され、この分野での県産木材（注4）の利用拡大を図ることは極めて重要であることから、工務店等の需要者に対して県産木材の品質や供給体制等の情報を提供するなどの取り組みを促進するものとする。

（3）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の公共建築物については木造化を促進する対象としないものとする。

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

※木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・警察留置施設等の収容施設で治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設 など

5 木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等に掲載された先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用効果について積極的に普及啓発を行う。

また、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、木材の利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等を実施することにより、木材の利用の促進に取り組むものとする。

第2 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 公共建築物の木造・木質化の推進

市は、原則として、すべての低層（注5）の公共建築物について木造化に努めるとともに高層・低層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化に努める。

2 その他

市は、公共建築物の整備において使用される工事用資材、公共建築物において使用される家具、建具、備品および消耗品について、木材または木材を原料として使用したものの利用に努める。

第3 その他、建築物等における木材の利用の促進に必要な事項

1 市の推進体制に関する事項

市は、建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、施設関係課が協議を行い、建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

また、市は、国及び県と連携し、市以外の者が整備する建築物等の情報や建築物等における木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材の利用の促進を図られるよう情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備等において木材を利用するに当たり、建設コストの適正な管理を行うだけでなく、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分検討するものとする。

- (注1)「CLT」とは、Cross Laminated Timber (直交集成板) の略。板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。
- (注2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (注3)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (注4)「県産木材」とは、県内で生育・伐採された木材をいう。
- (注5)「低層」とは、高さ13m以下かつ軒高9m以下で述べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。